

神戸市

第3回中小企業のリスクマネジメントセミナー



Innovation for Wellbeing

SOMPOリスクマネジメント

新型コロナウイルス感染症ハンドブック及び 事業継続力強化計画について

2020年 7月14日

SOMPOリスクマネジメント

首席フェロー 高橋孝一

SOMPOホールディングスグループとSOMPOリスクマネジメント

会社概要

社 名 : **SOMPOリスクマネジメント株式会社**
(英文表記 Sompo Risk Management Inc.)

設立年月日: 1997年11月19日

本社所在地: 〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-24-1エステック情報ビル

拠 点: 東京・名古屋・大阪・福岡

従業員数: 430名 (2018.10.1月現在)

資本金: 3,000万円

株 主: SOMPOホールディングス株式会社(100%)



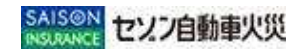
お客さまにとって、「安心・安全・健康の
ソリューション・プロバイダー」

事業内容

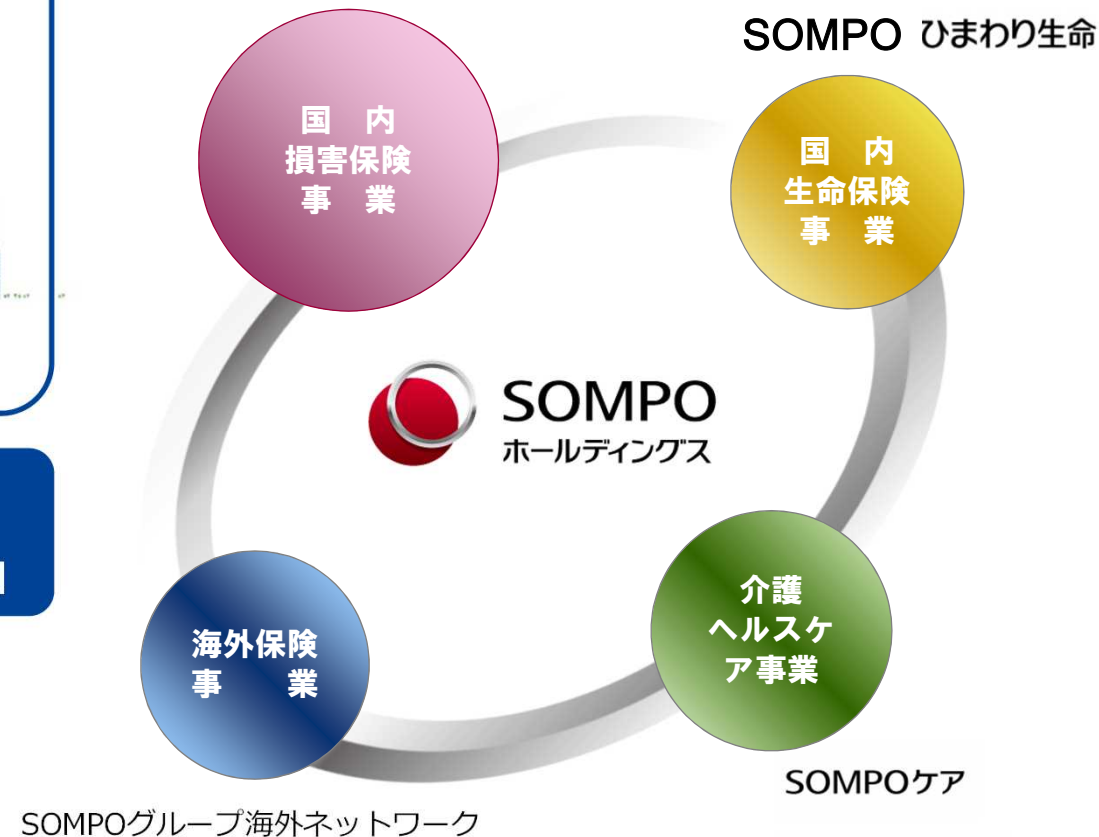
リスクマネジメント事業

サイバーセキュリティ事業

損害保険ジャパン



SOMPOリスクマネジメント



説明者の略歴（SOMPOリスクマネジメント株式会社）

名 前	略 歴
高 橋 孝 一 （たかはし こういち） S O M P O リスクマネジメント 株式会社 首席フェロー （リスクマネジメント）	◆横浜国立大学工学部化学工学科卒業後、1980年に保険会社入社、40年間、企業のリスクマネジメントを専門に歩み、『リスク管理体制構築支援』、『火災・爆発・風水害などの事故防止』、『製造物責任対策』、『事業継続マネジメント(BCM)』、『海外危機管理対策』、『コンプライアンス』などのコンサルティングの提供やリスクマネジメントセミナーの講師等で活動中 ◆主な資格・社外団体役職 NPO 事業継続推進機構 副理事長 NPO 日本危機管理士機構 理事 ◆官庁・経団連等では有識者として参画している委員会 内閣府・・・2005年から「事業継続ガイドライン」の策定に参画 中小企業庁・・・2005年から「事業継続ガイドライン」の策定に参画 ・・・2018年から「中小企業強靱化研究会」委員 経済産業省・・・2016年から「地域連携BCP普及検討会」の委員 国土交通省・・・2010年から港湾BCPや石炭備蓄BCP等委員会の委員 ・・・2019年から水災害対策検討小委員会の委員 外務省・・・2008年から「在外邦人向け海外危機管理研修」の講師 文化庁・・・2015年度から美術品補償制度部会に参画 経団連・・・2011年度から危機対応タスクフォース(BCPに関する政府への提言作成)に参画

目次

1. B C Pとは? その必要性と防災との違い・・・ **P5～13**
2. 中小企業強靱化法における事業継続力強化計画
とBCPとの違いおよびインセンティブ ……… **P14～37**
3. 事業継続力強化計画のインセンティブである
「ものづくり補助金」 ……… **P39～51**
4. 新型コロナウイルス感染症ハンドブック ……… **P52～56**

1. B C Pとは? その必要性と防災との違い

1. 1 事業継続（B C）とは？

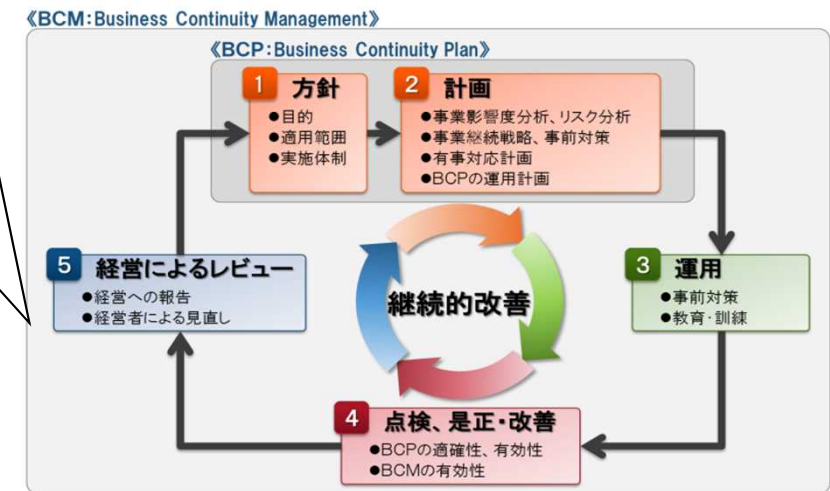
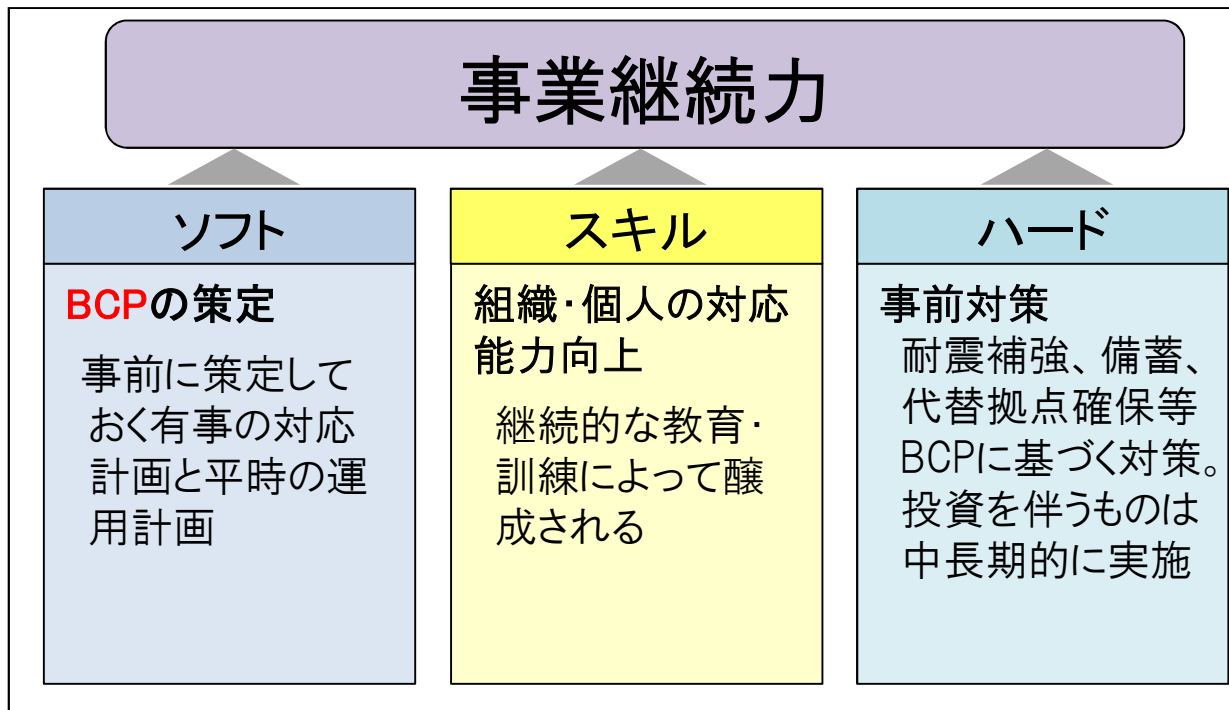
事業継続（Business Continuity: BC）の定義

- 企業・組織が、いかなる状況（**軽微、甚大、壊滅**）に見舞われても（**被災が前提**）、優先順位に基づく**重要業務**を**事業継続戦略**を用いて**目標復旧時間内**に再開し、事業を継続すること
- これにより企業・組織の責任を全うし、不測の自体においても**生き残りや発展（会社の存続）**につなげることを可能とするのが**事業継続（BC）**
- また、事業継続を実現できる企業・組織の力が**事業継続力**である

1.2 事業継続力とは？

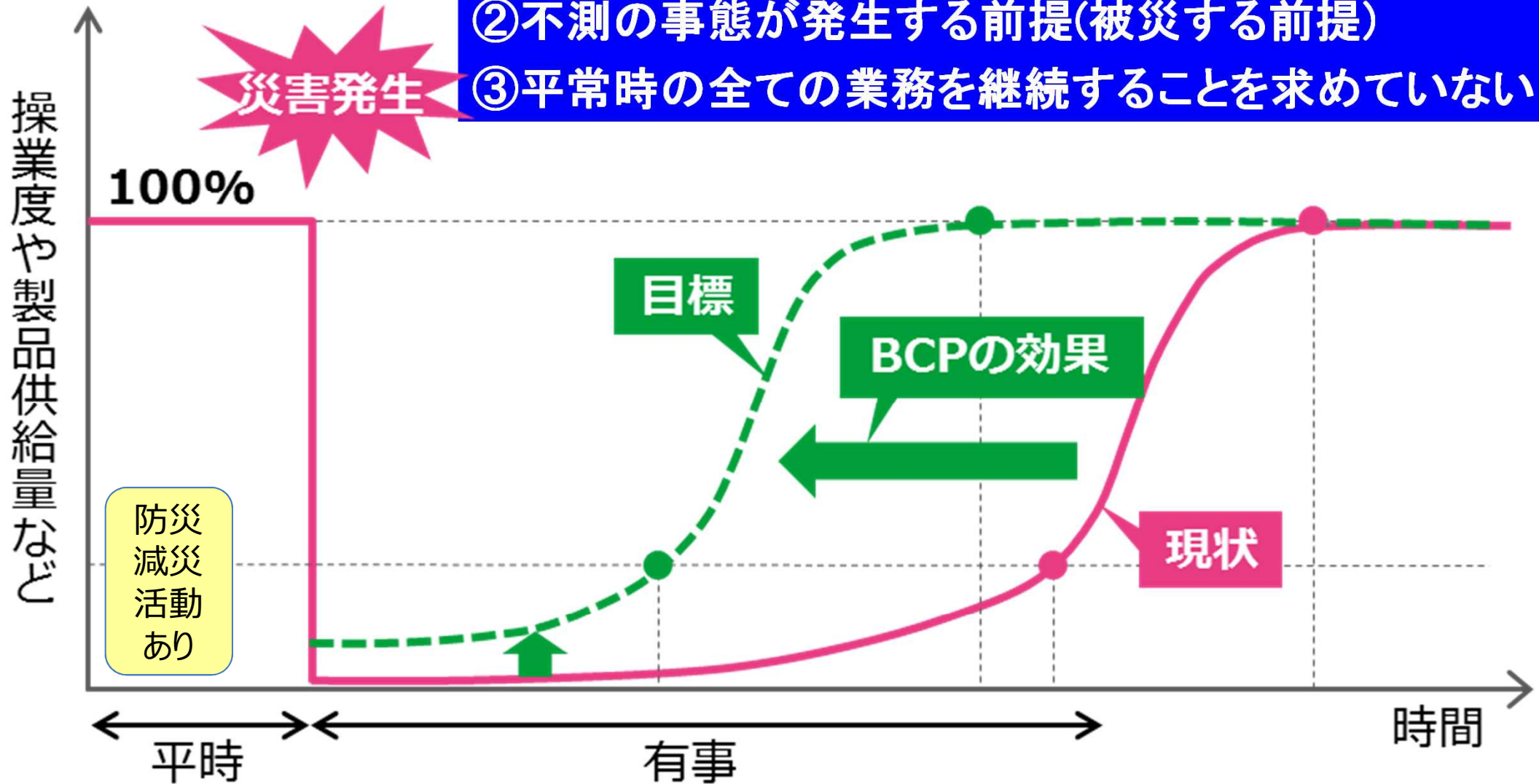
企業の事業継続力は、ソフト、スキル、ハードの3要素により決まる

- これらの3要素をPDCAサイクルの中で確保・維持・向上する取組みがBCM
- BCMの導入にあたっては、BCPを策定し(ソフト対策)、策定したBCPに基づき訓練を実施し、ハード対策も実施する。



1.3 事業継続（BCP）の取り組み

- ①時間が問われる
- ②不測の事態が発生する前提(被災する前提)
- ③平常時の全ての業務を継続することを求めている



1.4 防災とBCP（事業継続）との時間的關係

- 災害発生直後は、人命の安全を確保するため、二次災害防止、負傷者対応、安否確認等「初動対応マニュアル」に従い活動します。
- 初動対応が一段落ついた後、「BCP(事業継続計画)」に従い重要業務を継続（もしくは早期復旧）します。



1.5 大規模災害時に経営者が確認したいこと(赤が初動、青はBCP)

1. 従業員とその家族は無事か？
2. 当社の被害はどの程度か？
3. 近隣の皆様にご迷惑を掛けないか
4. 世の中とインフラの被害はどの程度か？
5. お客様に迷惑を掛けないか？
(お客様に製品・サービスを届けられるのか)

1.6 防災とBCP（事業継続）との目的別違い

防災と事業継続(BCP)の違い

	防災	事業継続(BCP)
目的	身体 of 安全と財産を守ること	企業を存続させること
考慮すべき事象	拠点がある地域で発生することが想定される災害	自社の事業中断の原因となり得るあらゆる発生事象(インシデント)
単位・範囲	拠点単位	事業単位(<u>拠点横断</u>) ~ <u>サプライチェーン全体</u> (顧客や調達先等)
主体	防災部門、総務部門、施設部門等、特定の防災関連部門	<u>経営者を中心</u> に、事業部門、調達・販売部門、サポート部門(経営企画、情報システム等)が <u>横断的</u> に取り組む
重要視される事項	- 従業員等の安否を確認し、被災者を救助・支援すること - 被害を受けた拠点の被害を確認し復旧すること	- 重要業務の<u>目標復旧時間・目標復旧レベル</u>を達成すること - 経営及び利害関係者への影響を許容範囲内に抑えること <u>収益を確保</u>し企業として生き残ること
文書	消防計画書、防災マニュアル 等	事業継続計画書(BCP)

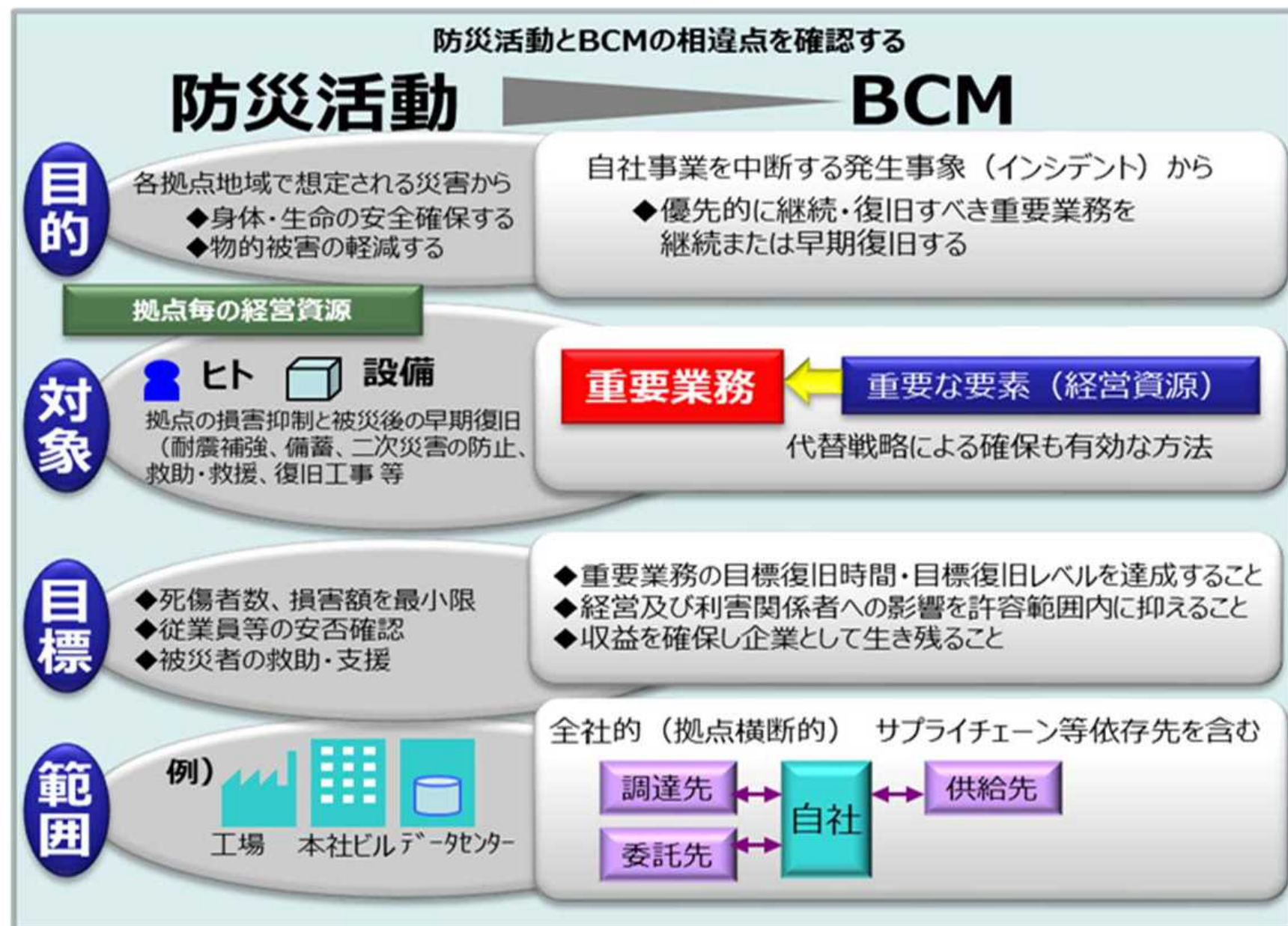
1.7 お客様に対する供給責任を果たすための活動がBCP だから必要

「防災・減災」は従業員・家族のため
「BCP」はお客様のため（供給責任）

お客様への供給継続＝企業の存続意義そのもの

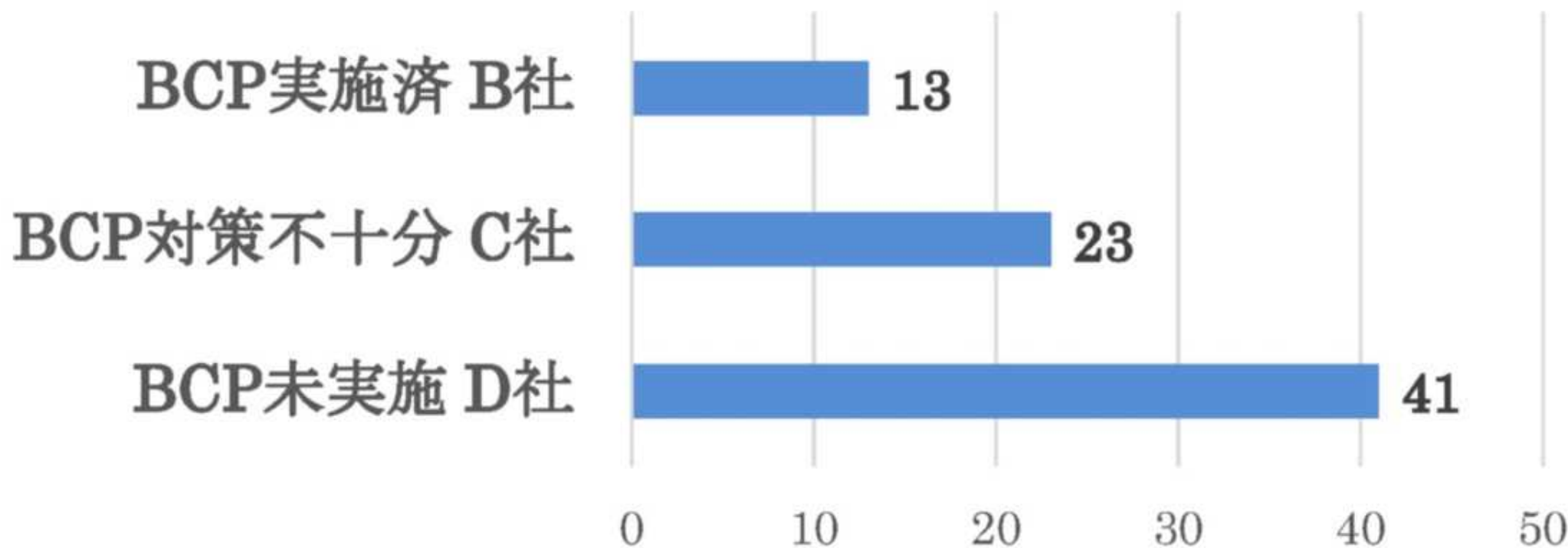
供給責任を果たすためのBCPの考え方が、日常の業務プロセスの一環に組み込まれることが実効性を備えた“BCP”につながる。

1. 8 防災とBCP（事業継続）との関係イメージ



1.9 熊本地震におけるBCPの有無による再開時間の差

被災～生産再開までの日数



2. 中小企業強靱化法における 事業継続力強化計画とBCPとの違い およびインセンティブ

2.1 2019年7月施行 中小企業強靱化法のポイント

1. 中小企業強靱化法

「中小企業の事業活動の継続に資するための
中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律」

2. 事業継続力強化計画作成による経済産業大臣認定制度(BCPではない?)

3. 税制上の優遇措置

4. 低金利融資(日本政策金融公庫)

5. ものづくり補助金又は持続化補助金の優先採択

6. 保証枠の拡大(静岡県信用保証協会等)

7. 自家用発電機の補助金 令和元年20億円配布、今年は15億円

令和元年度の補正予算として自家発補助金があり、5月11日申請開始
6月末申請締め切り、申請されていない企業・団体は次年度の補正予算に期待

2.2 中小企業強靱化法の概要

法律は7月16日に施行

中小企業強靱化法（中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律）

- 本研究会における検討結果を踏まえ、**中小企業の災害対応力を高める**ため、「**中小企業強靱化法案**」を本通常国会に提出し、5月29日に**成立**。**この夏の施行**に向け、準備を進めている。

① 中小企業の防災・減災対策の強化（中小企業等経営強化法の改正）

（1）国による**基本方針**の策定

- ① 中小企業が行う事前対策の内容
- ② 中小企業を取り巻く関係者※に期待される協力

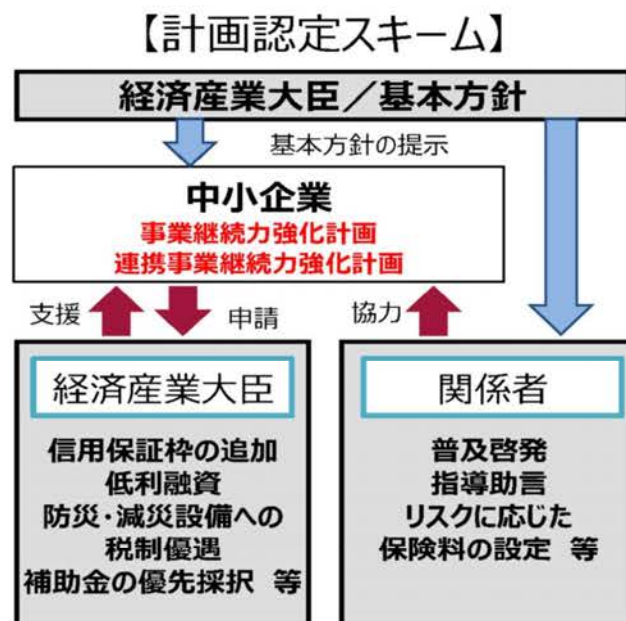
（2）経産大臣による防災・減災対策に関する**計画**の認定

- ① 中小企業が単独で行う「事業継続力強化計画」
- ② 複数の中小企業が連携して行う「連携事業継続力強化計画」

（3）認定計画に基づく取組に対する**支援策**

- ① **税制優遇**（防災・減災設備への税制優遇の創設）
- ② **補助金採択に当たっての優遇** ③ **金融支援**（信用保証、低利融資等）

（4）国、地方自治体、関係者の**協力**（努力規定）

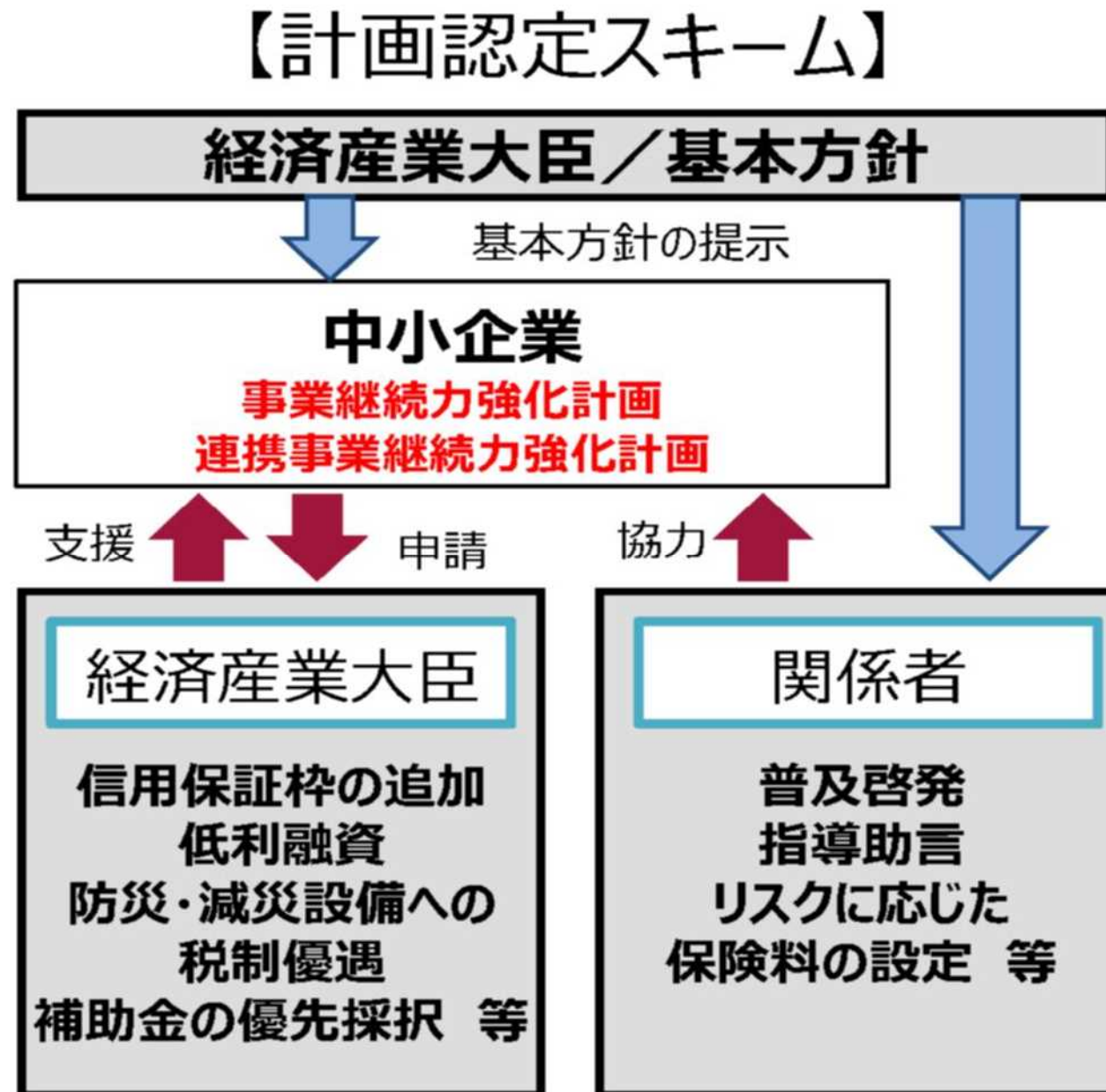


次ページに
拡大版掲載

② 商工会・商工会議所による支援体制の強化（小規模事業者支援法の改正）

- 商工会・商工会議所の業務として普及啓発や発災時の対応を明確化（「**支援計画**」として策定）

2.3 計画認定スキーム



2.4 事業継続力強化計画とBCPの違い

参考：防災・減災対策における事業継続力強化計画の位置づけ

○ 本計画の策定は、事業者が事業継続力獲得に向けて継続的に取り組むための第一歩。

事業継続力の獲得（目指す姿）

- ①自然災害等の脅威発生時の甚大被害発生確率減少
- ②被害発生時の迅速な対応行動の実現
- ③甚大被害発生時にも復旧可能な財務体質や支援体制の確保
- ④現実的な継続的改善のプロセスの定着

事業継続計画（BCP）

- ①重要業務と目標復旧時間の決定（ただし必要に応じて）
- ②事業継続戦略（復旧・代替・お互い様など）
- ③業務復旧・再開対応体制と再開プロセスの明確化
- ④継続的改善プロセスの明確化と訓練計画策定

事業継続力強化計画（認定対象）

- ①事業継続力強化の必要性の認識
- ②脅威と発生時の被害発生認識
- ③必要な事前対策（防災＋事業継続、訓練の実施を含む）の抽出と実施計画策定
- ④初動対応体制と行動プロセスの明確化
（人命安全確保～被害状況把握～顧客報告）

対策の実施と訓練による改善

できる認証

やるき認定

2.5 支援策の内容（税制優遇・金融支援・補助金等）

①防災・減災対策の促進に向けた支援策（税・金融措置・補助金）

- 事業継続力強化計画の認定を受けた者に対し、税制措置・金融支援を講ずるとともに、補助金採択に当たって優遇。

税制優遇

○中小企業防災・減災投資促進税制

事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者の設備投資に対する特別償却(20%)

【対象設備】

事前対策を強化するために必要な防災・減災設備

【具体例】

- ✓ 機械装置（100万円以上）
：自家発電機、排水ポンプ 等
- ✓ 器具備品（30万円以上）
：制震・免震ラック、衛星電話 等
- ✓ 建物附属設備（60万円以上）
：止水板、防火シャッター、排煙設備 等

金融支援

○信用保証

事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者の信用保険の保証枠を別枠追加。

○日本政策金融公庫・BCP融資の拡充

津波、水害及び土砂災害に係る要対策地域に所在する者の土地に係る設備資金について、貸付金利を引き下げ。

加えて、事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者の防災に係る設備資金の貸付金利を基準金利から引き下げ。

補助金等

○補助金採択にあたっての優遇

事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者が補助金採択にあたって加点措置が受けられるなどの措置を検討中。

○自家用発電設備等導入への補助

大規模災害時等の停電に備え、中小企業・小規模事業者の事業の中断を未然に阻止する体制を確保するため、石油製品等を用いる自家発電設備等の設置に要する経費の一部を補助。

2.6 防災・減災投資促進税制(特別償却20%)

支援措置①－1 中小企業防災・減災投資促進税制 (法人税・事業税・所得税)

- 中小企業が災害への事前対策を強化するための設備投資を後押しするため、**自家発電機、制震・免震装置等の防災・減災設備**に対して、**特別償却（20%）**を講じる。
- 認定計画に含まれる設備の導入に対して、上記の税制措置を適用。

改正概要

【適用期限：令和2年度末まで】

税制の概要

【対象者】

(連携) 事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者

【対象設備】

事前対策を強化するために必要な防災・減災設備

＜対象設備＞

- ✓ 機械装置（100万円以上）：自家発電機、排水ポンプ 等
- ✓ 器具備品（30万円以上）：制震・免震ラック、衛星電話 等
- ✓ 建物附属設備（60万円以上）：止水板、防火シャッター、排煙設備 等

【税制措置の内容】

対象設備への投資に対する特別償却（20%）を講じる。

【税制措置のスキーム】

経済産業大臣

②申請 ↑ ↓ ③認定

①（連携）事業継続力強化計画策定

【対象事業者】

・中小企業・小規模事業者

【計画記載事項】

・取組内容・実施期間
・防災・減災設備の内容 等

⑤税制優遇 ↑ ↓ ④税務申告

所轄の税務署

2.7 金融支援策(信用保険の拡充と低金利融資)

支援措置①－2 金融支援

- 事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業の信用保険の保証枠を別枠追加。
- 津波、水害及び土砂災害に係る要対策地域に所在する者の土地に係る設備資金について、貸付金利を引き下げ。
- 加えて、事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者の防災に係る設備資金の貸付金利を基準金利から引き下げ。

■ 信用保険の保証枠の別枠追加

保険の種類	普通保険	無担保保険	特別小口保険
別枠追加額	別枠追加2億円	別枠追加8,000万	別枠追加1250万

建物や倉庫の新設含む。
BCPに資することがポイント
最大0.9%利子が安くなる

■ 防災に係る設備資金の金利引き下げ（社会環境対応施設整備資金（BCP関連））

対象	中小企業庁が公表するBCP策定運用指針（以下、中企庁指針という。）に則り策定したBCPに基づき、防災に資する施設等の整備を行う中小企業者	貸付限度額及び貸付利率	【中小企業事業】 ○貸付限度額：7億2千万円（うち、運転資金2億5千万円） ○貸付利率：【設備資金※1】2億7千万円まで：基準利率－0.9% 2億7千万円超：基準利率 【運転資金※2】基準利率 【国民生活事業】 ○貸付限度額：7,200万円（うち、運転資金：4,800万円） ○貸付利率：【設備資金※1】基準利率－0.9% 【運転資金※2】基準利率 ※1 耐震改修促進法に基づく特定既存耐震不適格建築物等の耐震改修を行う者が必要とする設備資金については、貸付利率を基準利率から0.9%引き下げる。 ※2 耐震診断を行うために必要な運転資金及び複数企業連携に係る運転資金については、貸付利率を基準利率から0.4%引き下げる。
取扱金融機関	日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）		
貸付対象	○設備資金： 施設の耐震化、自家発設備の設置、倉庫の防火対策、機械の転倒・転落防止対策、データバックアップ設備設置、窓ガラス飛散防止対策など（※建て直し、移転を含む。） ○運転資金： 事業継続に必要な在庫や原材料等の確保、耐震診断費用など		

2.8 ものづくり補助金、持続化補助金、自家発電導入補助金

支援措置①－3 補助金等による支援

ものづくり補助金 今年から年2回が3ヶ月ごとに変更になった
締切は5月、8月、11月、2月 採択は認定者が優先

補助金等

○補助金採択にあたっての優遇

事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者が補助金採択にあたって加点措置が受けられるなどの措置を検討中。具体的には、ものづくり補助金などを想定。

○自家発電設備等導入への補助

大規模災害時等の停電に備え、中小企業・小規模事業者の事業の中断を未然に阻止する体制を確保するため、石油製品等を用いる自家発電設備等の設置に要する経費の一部を補助。

中小企業庁：国庫補助金 予算額20億円

平成30年度補正予算

中小企業・小規模事業者の 災害時に備えた自家発電設備等 導入事業 補助金

大規模災害時等に系統電力等の供給が途絶した際に、中小企業者の事業継続体制を確保するため、石油製品等を用いる自家発電設備等の設置に要する経費を補助します。
※対象設備は、自家発電機、当該設備に接続する石油製品（ガソリン、灯油、軽油、重油、石油ガス）を貯蔵する容器等

■ 補助率
2/3以内（上限：5,000万円）

■ 補助対象者
日本国内に本社及び実施場所を有する中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者

■ 公募締切
令和元年6月28日（金）消印有効

■ 補助対象設備
【自家発電設備】
1) 災害時に系統電力、水道の供給が途絶した場合でも使用可能であり、補助対象経費で単価50万円（税抜き）以上のものに限りします。
2) コージェネレーションシステム（エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム）も対象となります。ただし、災害時に系統電力、水道の供給が途絶した場合でも稼働することや、災害時に十分な能力を発揮できるものに限りします。

【石油製品等を貯蔵する容器】

令和元年度の補正予算として自家発電補助金
締切6月末、来年度の補助金に期待

このチラシは
昨年度のもの、
今年も
内容は同じ

2.9 事業継続力強化計画書申請の内容

事業継続力強化計画の内容（事業継続力強化計画様式 第1表）

- 申請手を簡素化できるよう、①様式を数枚程度にコンパクトにするとともに、②レジリエンス認証やISO等を取得している場合、当該資料を添付すれば、一部記載を省略できることとする。
- また「作成指針」や「作成の手引き」等のマニュアルを整備するとともに、作成をハズオンで支援。

計画記載事項（案）

（１）事業継続力強化の目標

- － 事業継続力強化の目的
- － 自然災害等の想定
- － 自然災害等が事業活動に与える影響（ヒト・モノ・カネ・情報）

（２）事業継続力強化の内容

- － 自然災害等が発生した場合における対応手順
- － 人員体制の整備
- － 事業継続力強化に資する設備等の導入
- － リスクファイナンス（保険等）の確保
- － 重要情報の保護
- － 協力者の名称・協力内容
- － 実効性確保のための取組（組織整備、訓練の実施）

(3) 実施時期

(4) 計画実施に必要な資金の額・調達方法

(5) その他

- － 関係法令（独禁法、下請法等）の遵守
 - － レジリエンス認証、ISO22301認証の取得状況、
中小企業庁BCP策定運用指針に基づくBCP策定状況（※）
- （※）これらに該当する場合、当該資料を添付すれば、一部記載を省略可とする。

申請書様式のイメージ

〔別紙〕
事業継続力強化計画

1 名称等

事業者の氏名又は名称
代表者の役職名及び氏名
資本金又は出資の額
業種
法人番号
設立年月日

2 事業継続力強化の目標

自社の事業活動の概要
事業継続力強化に取り組む

書は近畿経済産業局
中小企業課に提出
書の様式は中小企業
ホームページから「事業継
続計画」を検索、策定
もダウンロード

3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551
552
553
554
555
556
557
558
559
560
561
562
563
564
565
566
567
568
569
570
571
572
573
574
575
576
577
578
579
580
581
582
583
584
585
586
587
588
589
590
591
592
593
594
595
596
597
598
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
610
611
612
613
614
615
616
617
618
619
620
621
622
623
624
625
626
627
628
629
630
631
632
633
634
635
636
637
638
639
640
641
642
643
644
645
646
647
648
649
650
651
652
653
654
655
656
657
658
659
660
661
662
663
664
665
666
667
668
669
670
671
672
673
674
675
676
677
678
679
680
681
682
683
684
685
686
687
688
689
690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709
710
711
712
713
714
715
716
717
718
719
720
721
722
723
724
725
726
727
728
729
730
731
732
733
734
735
736
737
738
739
740
741
742
743
744
745
746
747
748
749
750
751
752
753
754
755
756
757
758
759
760
761
762
763
764
765
766
767
768
769
770
771
772
773
774
775
776
777
778
779
780
781
782
783
784
785
786
787
788
789
790
791
792
793
794
795
796
797
798
799
800
801
802
803
804
805
806
807
808
8

◆申請書は近畿経済産業局
産業部中小企業課に提出
◆申請書の様式は中小企業
庁のホームページから「事業継
続力強化計画」を検索、策定
の手引きもダウンロード

2.10 事業継続力強化計画策定の手引き(単独・連携)



令和2年6月15日版

※本手引きは予告なく修正されることがありますので、必ず中小企業庁HPに掲載されている最新版をご確認ください。

- 中小企業等経営強化法 - 事業継続力強化計画 策定の手引き

目次

- 0. 手引きの構成
- 1. 事業継続力強化計画に係る認定申請書様式
- 2. 制度の概要
 - (1) 事業継続力強化計画認定制度とは
 - (2) 制度活用の流れ
 - ・計画認定を受けられる対象企業
 - ・準備から認定まで
- 3. 計画策定の手順
 - (1) 申請に向けた検討ステップ
 - (2) 単独型申請書様式の記載方法
- 4. ご利用可能な支援措置
 - (1) 金融支援
 - (2) 税制措置
- 5. よくあるご質問
- 6. ホームページ・問い合わせ先・更新履歴



令和2年6月15日版

※本手引きは予告なく修正されることがありますので、必ず中小企業庁HPに掲載されている最新版をご確認ください。

- 中小企業等経営強化法 - 連携事業継続力強化計画 策定の手引き

目次

- 0. 手引きの構成
- 1. 連携事業継続力強化計画に係る認定申請書様式
- 2. 制度の概要
 - (1) 事業継続力強化計画認定制度とは
 - (2) 制度活用の流れ
 - ・計画認定を受けられる対象企業
 - ・準備から認定まで
- 3. 計画策定の手順
 - (1) 申請に向けた検討ステップ
 - (2) 連携型申請書様式の記載方法・対策事例
- 4. ご利用可能な支援措置
 - (1) 金融支援
 - (2) 税制措置
- 5. よくあるご質問
- 6. ホームページ・問い合わせ先

中小企業庁のホームページに入り、サイト内検索で「事業継続力強化計画」と入力すると、策定の手引き、申請書、関連資料がダウンロードできます。

2.1 1 事業継続力強化計画書申請の表紙

近畿経済産業局長

様式第20

事業継続力強化計画に係る認定申請書

記載方法参照
P20

年 月 日

殿

住 所

名 称

代表者の役職及び氏名

印

中小企業等経営強化法第50条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

実印を押し
てください。

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

4 申請書

5 申請方法

6 申請事例

7 支援制度

8 問い合わせ先

9 備考

4

2.12 事業継続力強化計画書申請の2ページ目

業種は日本標準産業分類の中分類を記載してください。

(日本標準産業分類コード: <https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>)

業種が複数にわたる場合は売り上げが一番多い業種を書いてください。

1 3桁の法人番号

記載例・・・当社の事業拠点は〇〇県〇〇市にあり、今後30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率が19.5% (J-SHIS地図参照)、当該地震による津波が20cm。水災時に20cm～50cmの浸水 (〇〇市ハザードマップ参照)。が予想される地域である。また、例年、年に数回、台風が通過していることから、風害や一時的な豪雨による被害も想定される。

(別紙) 事業継続力強化計画	
1 名称等 事業者の氏名又は名称 _____ 代表者の役職名及び氏名 _____ 資本金又は出資の額 _____ 常時使用する従業員の数 _____ 業種 _____ 法人番号 _____ 設立年月日 _____	
2 事業継続力強化の目標	
自社の事業活動の概要	記載方法参照 P21
事業継続力強化に取り組む目的	記載方法参照 P22
事業活動に影響を与える自然災害等の想定	記載方法参照 P23
自然災害等の発生が事業活動に与える影響	(人員に関する影響)
	(建物・設備に関する影響)
	(資金繰りに関する影響)
	(情報に関する影響)
	(その他の影響)
記載方法参照 P24～	
記載方法参照 P26～	

◆複数の業種をされている会社はその業務をお書きください。
 ◆業種等に加え、自らの事業活動が担う役割について、サプライチェーンにおける役割または地域経済などにおける役割の記載がない場合、計画書の不備として認定の対象とはなりません。

・・・記載例、当店は、地域において野菜を主に販売しており、一般顧客だけでなく、地域の複数の飲食店へ野菜を卸しており、当店が早期復旧しないと、これら飲食店への影響を及ぼす。

2.13 事業継続力強化計画書申請の3ページ目

発災後12時間以内に、被害情報の確認手順の整理、被害情報及び復旧の見通しに関する関係者への報告方法、対外的な情報発信方法の策定

3 事業継続力強化の内容

(1) 自然災害等が発生した場合における対応手順

項目	初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容
1	人命の安全確保		
			記載方法参照 P32～
2	非常時の緊急時体制の構築		記載方法参照 P35～
3	被害状況の把握 被害情報の共有		記載方法参照 P37～
4	その他の取組		

(2) 事業継続力強化に資する対策及び取組

A	自然災害等が発生した場合における 人員体制の整備	記載方法参照 P40～
B	事業継続力強化に資する 設備、機器及び装置の導入	記載方法参照 P42～
C	事業活動を継続するための 資金の調達手段の確保	記載方法参照 P48～
D	事業活動を継続するための 重要情報の保護	記載方法参照 P51～

下記のように、2段書きする。現在、対策の取り組みをされていなくても問題ない。

＜現在の取組＞

●-----

＜今後の計画＞

●-----

●-----

◆兵庫県共済協同組合の総合火災共済に加入し、水災補償を受けられるようにするとともに、地震危険補償特約に加入する。

◆災害が発生した際に緊急融資が受けられるよう、銀行の担当者及び商工会議所の経営指導員と日々コミュニケーションを取る

2.14 事業継続力強化計画書申請の4ページ目

◆自家発電設備などでこれから購入する場合はblankで結構です。取得した時に、変更申請を提出します。

◆100万円以上の自家発電設備、排水ポンプ、制震・免震装置、浄水装置、揚水ポンプ（これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。）など記載例をご確認ください。

◆中古品、所有権移転外リースによる貸付資産は対象外です。

(3) 事業継続力強化設備等の種類

	(2) の項目	取得 年月	設備等の名称／型式	所在地
1				
2				
3				

	設備等の種類	単価（千円）	数量	金額（千円）
1				
2				
3				

確認項目	チェック欄
上記設備は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）及び消防法（昭和二十三年法律第八十六号）上設置が義務づけられた設備ではありません。	

記載方法参照
P53～

(4) 事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

記載方法参照
P55～

記載例

◆協力内容・・・自然災害に備えた事前対策の取組強化について、技術的な助言を受けるほか、自社の生産設備に支障が生じた場合、同社の生産設備を借りて、代替生産を行うことについて、検討・決定する

記載例

◆協力内容・・・損害保険代理店や共済を記載して、被災時に迅速に保険金を受け取れるようにする

2.15 事業継続力強化計画書申請の5ページ目(最終ページ)

◆計画の推進及び訓練・教育については、代表取締役社長の指揮の下、実施する。

◆社内の管理職全員で組織する「防災・減災対策会議」（年2回開催）において、具体的な取組を検討・決定する。

◆毎年5月を目処に、全社員参加の訓練を実施することとし、訓練に合わせて、社員への教育も実施する。

◆実態に則した計画となるように、年1回以上計画の見直しを実行する

(5) 平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の事業継続力強化の実効性を確保するための取組

記載方法参照
P57～

4 実施時期

年 月～ 年 月

P59

5 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額(千円)

記載方法参照
P60～

6 その他

(1) 関係法令の遵守(必須)

確認項目	チェック欄
事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)、下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第百二十号)、下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第百四十五号)その他関係法令に抵触する内容は含みません。	

(2) その他事業継続力強化に資する取組(任意)

確認項目	チェック欄
レジリエンス認証制度(※1)に基づく認証を取得しています。	
ISO 22301 認証(※2)を取得しています。	
中小企業BCP策定運用指針に基づきBCPを策定しています。	

(※1) 国土強靱化に貢献する団体を認証する制度

(※2) 事業継続マネジメントシステム(BCMS)の国際規格

記載方法参照
P61～

必要事項の記載が終了しましたら、以下URLより【チェックシート】をダウンロードいただき、記入した上、様式と併せて各地方経済産業局にご提出ください(P12参照)。

(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>)

日付は申請月から3年間ですので、今月申請される場合は、2020年7月～2023年6月と記載

法律に抵触していませんという項目なので、必ずチェックを入れてください。

レジリエンス認証、ISO22301、中小企業庁BCP策定指針に基づいたBCPをお持ちならばチェックを入れて同封します。無ければ無しで結構です。

2.16 普及啓発に向けた取り組み（サプライチェーンにおける親会社と地方自治体に期待される役割）

各ステークホルダーに期待される役割①

- 「**基本方針**」に基づき、**親企業・地方自治体・損害保険会社・地域金融機関**といった各ステークホルダーには、以下のような役割が期待される。

① サプライチェーンにおける親企業

○親事業者の働きかけが下請中小企業にとって過大な負担とならないよう、十分な配慮の上で、下記のような取組を行うことが期待される

- ・取引先中小企業へのセミナー等を通じた**普及啓発**
- ・事前対策の実施支援、下請協力会や業界単位での取組の支援
- ・チェックシートに基づく事前対策の点検、**助言・支援**
- ・被害状況把握のための**コミュニケーション**の実施
- ・人的・技術支援による**復旧の支援**
- ・**納期の猶予**、国の補助金等の**被災支援策の斡旋**、操業再開した取引先に**新規案件の優先的紹介**などによる事業継続・復興支援

② 地方自治体（都道府県・市町村）

○地域の総合的な経済団体である商工会・商工会議所と連携し、下記のような取組を行うことが期待される。

- ・認定制度活用促進のための**普及啓発**や独自の**インセンティブ付け**
- ・BCP策定支援・補助金・制度融資等の支援措置
- ・地域の商工団体や大学等と連携した取組（**自然災害時の体制構築、人材育成等**）
- ・独自の認証制度と**公共調達等との連動**
- ・防災・減災に関する取組の**顕彰**

2.17 普及啓発に向けた取り組み（損害保険会社と地域金融機関に期待される役割）

各ステークホルダーに期待される役割②

③損害保険会社

○中小企業の保険加入の状況は、必ずしも十分ではない。地震保険は加入率が低く、水災保険の加入率が高いが、カバー率は低い。この現状を踏まえ、下記のような取組が期待される。

- 事前対策の取組状況等を踏まえた、リスクに応じた保険料の設定
- ハザードマップを活用した災害リスクの啓発やBCP策定等の対策支援
- 災害に対応した新たな保険商品の開発・販売（オールリスク補償型商品、実損補償型商品）
- 大規模自然災害発生後の契約見直しの懇話（ニーズ再確認・補償条件の見直し提案）
- 地方自治体との包括連携協定の締結（講習会の運営への協力等）

④地域金融機関

○個々の経営判断の中で、中小企業のニーズにきめ細かく対応する融資条件を設定するなどの取組を行うことが期待される。

- 災害対策の普及啓発
- 事前対策に必要な資金の融資・融資期間の延長
- 災害時に備えた事前の資金繰り相談・コミットメントラインなどの対応
- 被災した中小企業のニーズに対応し、融資条件を変更するなど、機動的かつ柔軟な対応
- 自然災害発生時に、借入金の元本返済を免除する融資プランの提供

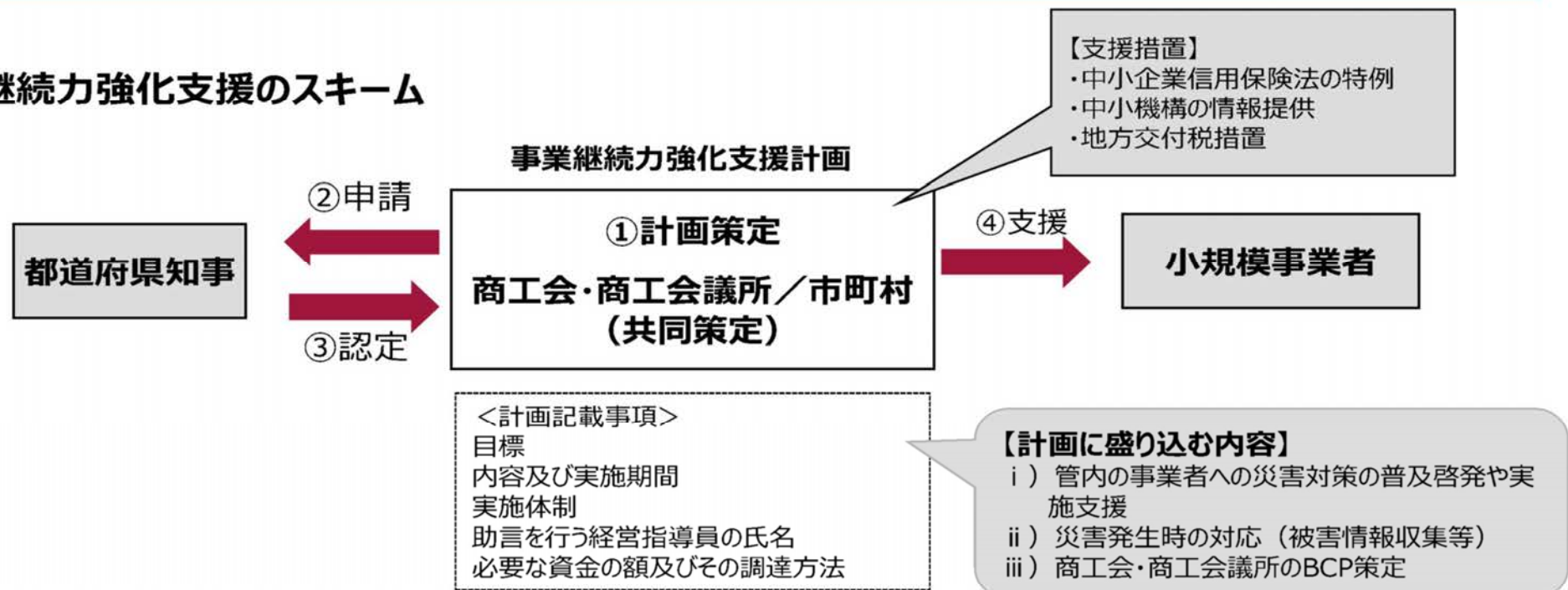
2.18 普及啓発に向けた取り組み

(都道府県認定制度 市町村と商工三団体の小規模事業者支援対策)

②商工会・商工会議所による事業継続力強化の支援（小規模事業者支援法の改正）

- 商工会・商工会議所が、地域の防災を担う市町村と連携し、**事業継続力強化のための支援を行う計画（事業継続力強化支援計画）**を策定し、都道府県知事が認定。

事業継続力強化支援のスキーム



事前対策

帯広商工会議所は、帯広市、北海道経済産業局の協力のもと、大規模災害時に地域住民の健康に直接影響を与え得る薬局のBCP策定の推進ため、セミナーを開催。

事後対策

九州・沖縄ブロックの商工会連合会が日本公庫・沖縄公庫を含む災害発生時の情報収集、復旧に向けた連携協定を締結。



2.19 認定通知書とロゴマーク（名刺、会社案内、ホームページに使用可です）

20190730関東第95号
令和元年8月30日

関東経済産業局長 角野 然生

事業継続力強化計画に係る認定について

令和元年7月29日付けをもって申請のあった事業継続力強化計画については、中小企業等経営強化法第50条第1項の規定に基づき認定する。

事業継続力強化計画認定ロゴマーク



事業継続力強化計画認定制度は、今後、防災・減災に向けて取り組む企業に対し、その計画を認定する制度です。認定企業には、計画で定めた取組を通じ、強く、しなやかな企業になっていただきたいと思います。

本ロゴマークは、防災・減災に向けて取り組む企業への「信頼」、「安心」をイメージし、計画認定制度のシンボルとして活用するために作成しました。

2.20 よくある質問 その1

- 申請書の様式はどこで入手できますか？
- ◆ 中小企業庁ホームページの「事業継続力強化計画」と入力すると申請書、策定の手引きなどがダウンロードできます。
- 申請書はどこへ提出しますか？
- ◆ 兵庫県の企業は近畿経済産業局長あてに提出します。
近畿経済産業局産業部中小企業課
〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44
電話06-6966-6023

2.21 よくある質問 その2

- 申請から認定までどのくらいの期間がかかりますか？
- ◆ 最長認定期間は4 5 日です。早いと2～3週間で認定されています。
- 認定を受けた事業者は、事業者名などが公表されますか？
- ◆ 認定を受けた企業は中小企業庁のホームページかにおいて事業者名と住所等を公表します。申請内容は公表されません。
- 事業継続力強化計画はいつまでに申請すればよいですか？
- ◆ 期限はありませんが、ものづくり補助金や自家発補助金の申請時に認定通知書の写しが必要となります。

2.22 申請書の策定 申請に必要な書類

① 申請書（原本）

② チェックシート

③ BCP等の参考書類がある場合は、その書類

※BCP（Business Continuity Plan、事業継続計画）を既に策定済である等、事業継続の取組が既にある場合は、その取組がわかる書類を参考として添付いただき、申請書ではそちらを参照する旨記載いただく形で申請いただくことが可能です。

④ ~~①～③の電子データが格納されているCD-R・・・不要になりました~~

⑤ 返信用封筒（A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付してください。）

2.23 申請書のチェックシート(同封が必須です)

＜事業継続力強化計画 申請書提出用チェックシート＞				
以下必要事項を記入し、本チェックシートを申請書に添付下さい。				
事業者名			Webページ	
住所(返送先)	〒		決算月	月
担当者名	電話番号		FAX番号	
電話番号			FAX番号	
【下記項目について提出前に確認を行い、右側のチェック欄に「✓」をチェックしてください(該当しない欄には斜線又は「該当なし」を記入)】				
項目			申請者 チェック	受領側 チェック
Ⅰ 必要提出書類について				
1	①申請書(原本)、②必要な場合は参考書類、③本チェックシート④返信用封筒(A4の認定通知書を折らずに返送可能なもの、返送用の宛先を記載し、切手(申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額)を貼付してください。)、①～③の電子データ(PDFファイル)が格納されているCD-R			
Ⅱ 申請書の記載事項について ※番号は申請書の項目番号と対応				
表紙	申請書表紙に住所、記名、押印(又は自署)がある。			
表紙	宛先が、主たる事務所所在地を管轄する地方経済産業局等の長になっている。			
1	別紙の名称等の欄に、事業者の氏名又は名称、代表者名及び役職、資本金又は出資の額、常時使用する従業員の数、業種、法人番号13桁(ある場合のみ)、設立年月日を記載している。			
2	自社の事業活動の概要を記載している。			
2	事業継続力強化に取り組む目的を記載している。			
2	自社が事業継続をするにあたり必要な拠点に対し、ハザードマップ等の情報を元に事業活動に影響を与える自然災害等を1つ以上想定し、記載している。			
2	自然災害の発生が事業活動に与える影響について記載している。			
3-1	人命の安全確保について記載している。			
3-1	非常時の緊急時体制の構築について記載している。			
3-1	被害状況の把握、被害情報の共有について記載がされている。			
3-2	事業継続力強化に資する対策及び取組において、A自然災害等が発生した場合における人管理体制の整備、B事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入、C事業活動を継続するための資金調達手段の確保、D事業活動を継続するための重要情報の保護のうち、少なくとも1つ以上の項目に記載がある。			
3-3	事業継続力強化設備等の種類において、税制措置の適用を受ける場合は導入する設備等の詳細(型式まで)を記入している。確認項目を確認し、チェックをつけている。 税制措置の適用を受ける場合、税制優遇の対象は中小企業者等(資本金1億円以下等)となります。			
3-4	関係者を記載している場合、「名称」、「住所」、「代表者の氏名」、「協力の内容」の全てについて記載している。			
3-5	平時の推進体制及び、取組について記載している。			
4	実施時期は3年以内である。			
5	必要な資金の額とその調達方法を記載している。(日本政策金融公庫を利用する場合その旨を記載している)			
6	関係法令を遵守していることを確認し、チェックを記載している。			

2.24 作成にあたって・・・

◆申請書は5ページですが、ハザードマップを確認しながら、自社を取りまくりスクを認識して、記載していきます。

ヒト、モノ、カネ、情報、お互い様の具体的な対策や実施計画が企業ごと異なります。 経営者が自ら考えて記載ください。

・・・認定審査員は内容を確認しますので、不備があると申請書の差し戻しになる可能性があります。また、3年後に更新審査があり、記載した対策の実施状況の確認を求められます。

◆今回の認定は「経営者のやる気認定」です。経営者の事業継続に対する熱意を申請書に書いてください。

3. 事業継続力強化計画のインセンティブ である「ものづくり補助金」

3.1 ものづくり補助金 表紙 (ものづくり補助金事務局資料)

昨年度のものづくり補助金は20,000件応募があり、9,500件採択されました。兵庫県でも350社が採択されました。

＼経営革新に投資するチャンス！／

経費の1/2(特別枠・小規模事業者は2/3)を最大**1,000万円**まで補助！

令和元年度・令和二年度補正予算事業

ものづくり・商業・サービス補助金

公募要領

【概要版】
一般型／2次締切分

新商品の試作品を開発したい！



新たな生産ラインを導入したい！



知財を取得し、新サービスを立ち上げたい！



専門家や副業・兼業人材を活用したい！



2020年5月1日
ものづくり補助金事務局

資料作成協力：一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会

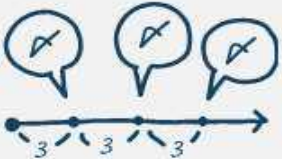
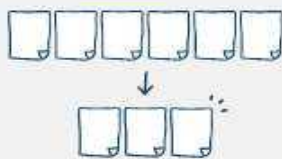
※本資料は令和元年度・令和二年度ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助事業・公募要領の概要版です。
応募にあたっては、必ず正式な公募要領をご覧ください。

3.2 ものづくり補助金

今年から年2回が3ヶ月
毎になった。締切は5月、
8月、11月、2月

「ものづくり補助金」が劇的変化！

10の
ポイント

01 通年で公募 3ヶ月おきに締切 	02 事業実施期間が 倍増  5 months 10 months 5ヶ月→10ヶ月	03 必要な添付書類が 半分に  最大16点（必須6点） →最大8点（必須3点）	04 公募要領の厚みが 4分の1に  86ページ→21ページ	05 あらゆる手続きが 100%電子化  70以上の補助金が共通 システム上で手続き可
06 対象経費を明確化  中古設備、副業兼業人材 を活用しやすく	07 賃上げ要件の追加  付加価値向上の成果を 従業員に還元	08 ルーキー優遇  過去に交付決定を 受けた者を減点	09 新型コロナウイルス 対応の特別枠を創設  補助率UP+経費拡充 +事前着手+要件緩和	10 収益納付を免除  十分な賃上げをした場合 等は収益納付を免除

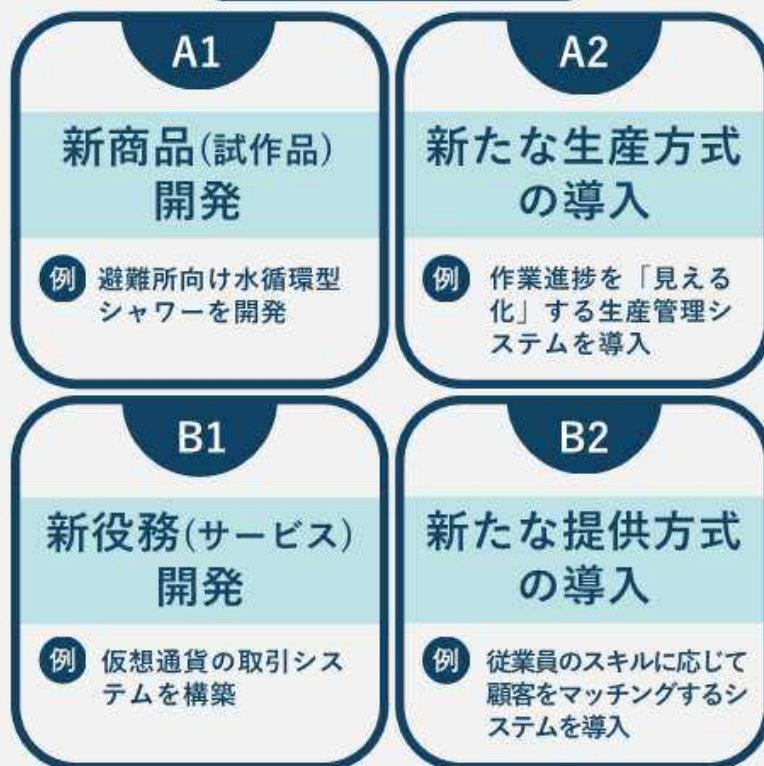
3.3 ものづくり補助金

「ものづくり補助金」とは？

中小企業が経営革新のための設備投資等に使える

1,000万円・補助率 1 / 2（特別枠・小規模事業者なら 2 / 3）の補助金です。

経営革新の類型



これまでの実績



3.4 ものづくり補助金

新型コロナウイルス対応の「特別枠」を創設！

「特別枠」のメリット

01

補助率が 1 / 2 → 2 / 3

1次締切の採択を辞退すれば
2次締切に申請可能

02

優先的に採択

特別枠で不採択になっても
通常枠で優先的に採択

03

- ・ 補助対象の遡及適用
- ・ 営業費用を補助対象に
- ・ 申請要件の緩和
(付加価値向上・賃上げの達成
年限を1年猶予)

「特別枠」の申請要件

新型コロナウイルスの影響を乗り越えるため、経費の 1 / 6 以上を以下に投資すること

A

サプライチェーンの
毀損への対応

製品供給継続のための設備投資等

B

非対面型ビジネスモデルへの
転換

非対面・遠隔サービスに必要な投資

C

テレワーク環境の整備

テレワークに必要なシステム構築等

感染症対策にも
活用できる

3.5 ものづくり補助金

申請に必要な書類は？

01

事業計画書

(具体的取組内容、将来の展望、数値目標等)

※様式自由、A4で10ページ程度

02

賃金引上げ計画の表明書

(直近の最低賃金と給与支給総額を明記し、
それを引き上げる計画に従業員が合意している
ことがわかる書面【様式1】)

03

決算書等

(直近2年間の貸借対照表・損益計算書等)

04

その他加点に必要な資料 (任意)

成長性加点：経営革新計画承認書

政策加点：開業届 又は 履歴事項全部証明書
(創業又は第2創業の場合)

災害等加点：(連携) 事業継続力強化計画認定書
自然災害による被害状況等証明書 (様式2)

賃上げ加点：特定適用事業所該当通知書
(被用者保険の適用拡大を行う場合)

事業継続力強化
計画認定書がある
と優先採択の加点

※別途、基礎的な企業情報等は、電子申請システムに直接入力

3.6 ものづくり補助金

どんな事業計画が必要？

付加価値額・賃上げ要件

以下の要件をすべて満たす3～5年の事業計画を策定し、従業員に表明していること。

01

事業者全体の付加価値額※1
を年率平均3%以上増加

02

給与支給総額※2を
年率平均1.5%以上増加

03

事業場内最低賃金
(事業場内で最も低い賃金)を
地域別最低賃金+30円以上
の水準にする

※1 付加価値額とは、営業利益、人件費、減価償却費を足したもの。

※2 給与支給総額とは、全従業員（非常勤を含む）及び役員に支払った給与等（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与等は含み、福利厚生費や退職金は除く）。

※ 今般の新型コロナウイルスの影響を受けた事業者（特別枠の事業者）については、補助事業実施年度に感染症の影響を受けることを想定して、上記の賃上げ及び付加価値額増加の目標を据え置きし、その翌年度から3～5年の間にこの目標値を達成する計画とすることが可能です。

申請要件に反する場合の返還規程

申請時点で、賃上げ計画を従業員へ表明していないことが発覚した場合は全額返還

事業計画終了時点で給与支給総額要件が未達の場合、「残存簿価等×補助金額／実際の購入金額」を返還

毎年度末（毎年3月）時点で最低賃金要件が未達の場合、「補助金額／計画年数」を返還

※付加価値額が目標通りに伸びなかった場合、「給与支給総額増加率>付加価値増加率/2」であれば免除。天災など事業者の責めに負わない理由がある場合も免除。

※給与支給総額増加率に代えて、一人当たり賃金の増加率を用いることも可能。

※付加価値増加率<1.5%の場合や、天災など事業者の責めに負わない理由がある場合は免除。

3.7 ものづくり補助金

歯科医師
は高度な
歯の治療
機械の導
入に活用

どんな経費が補助できる？

機械装置・システム構築費 ※ 	①機械・装置、工具・器具の購入、製作、借用に要する経費 ②専用ソフトウェア・情報システムの購入・構築、借用に要する経費 ③改良・修繕又は据付けに要する経費 ※1 生産性向上に必要な、防災性能の優れた生産設備等を補助対象経費に含めることは可能。 ※2 3者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合には、中古設備も対象。 ※3 必ず1つ以上、単価50万円(税抜)以上の機械装置等の設備投資が必要。	外注費 ◎ 	新製品・サービスの開発に必要な加工や設計(デザイン)・検査等の一部を外注(請負、委託等)する場合の経費
運搬費 	運搬料、宅配・郵送料等に要する経費	専門家経費 ◎ 	本事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費 ※ 本事業の遂行に専門家の技術指導や助言が必要である場合は、学識経験者、兼業・副業、フリーランス等の専門家に依頼したコンサルティング業務や旅費等の経費を補助対象とすることが可能。(謝金単価に準じるか、依頼内容に応じた価格の妥当性を証明する複数の見積書を取得することが必要(ただし、1日5万円を上限)。)
技術導入費 ▲ 	知的財産権等の導入に要する経費	クラウドサービス利用費 	クラウドサービスの利用に関する経費
知的財産権等関連経費 ▲ 	特許権等の知的財産権等の取得に要する弁理士の手続代行費用等	原材料費 	試作品の開発に必要な原材料及び副資材の購入に要する経費

クラウドサービスの経費などは活用可能

▲：上限額＝補助対象経費総額(税抜)の3分の1

◎：上限額＝補助対象経費総額(税抜)の2分の1

※：機械装置・システム構築費以外の経費の補助上限額は500万円(税抜)

！：人件費や土地・建物の費用は補助対象外

※特別枠では、**広告宣伝・販売促進費も対象**

3.8 ものづくり補助金

どういう観点で審査される？

審査項目

A

技術面

- ① 取組内容の革新性
- ② 課題や目標の明確さ
- ③ 課題の解決方法の優位性
- ④ 技術的能力

B

事業化面

- ① 事業実施体制
- ② 市場ニーズの有無
- ③ 事業化までのスケジュールの妥当性
- ④ 補助事業としての費用対効果

C

政策面

- ① 地域経済への波及効果
- ② ニッチトップとなる潜在性
- ③ 環境配慮性
- ④ 新型コロナウイルス対応の有効性（特別枠の場合）

加点項目

①成長性加点

有効な期間の経営革新計画の承認を取得した（取得予定の）事業者

②政策加点

創業・第二創業後
小規模事業者 又は 間もない事業者
（5年以内）

③災害等加点

③-1「新型コロナウイルスの影響を乗り越えるために設備投資等に取り組む事業者（特別枠の申請者）」又は「令和元年度台風15号及び台風19号等の被災事業者（激甚災害指定地域に所在する者に限る）」
③-2「有効な期間の事業継続力強化計画の認定を取得した（取得予定の）事業者」

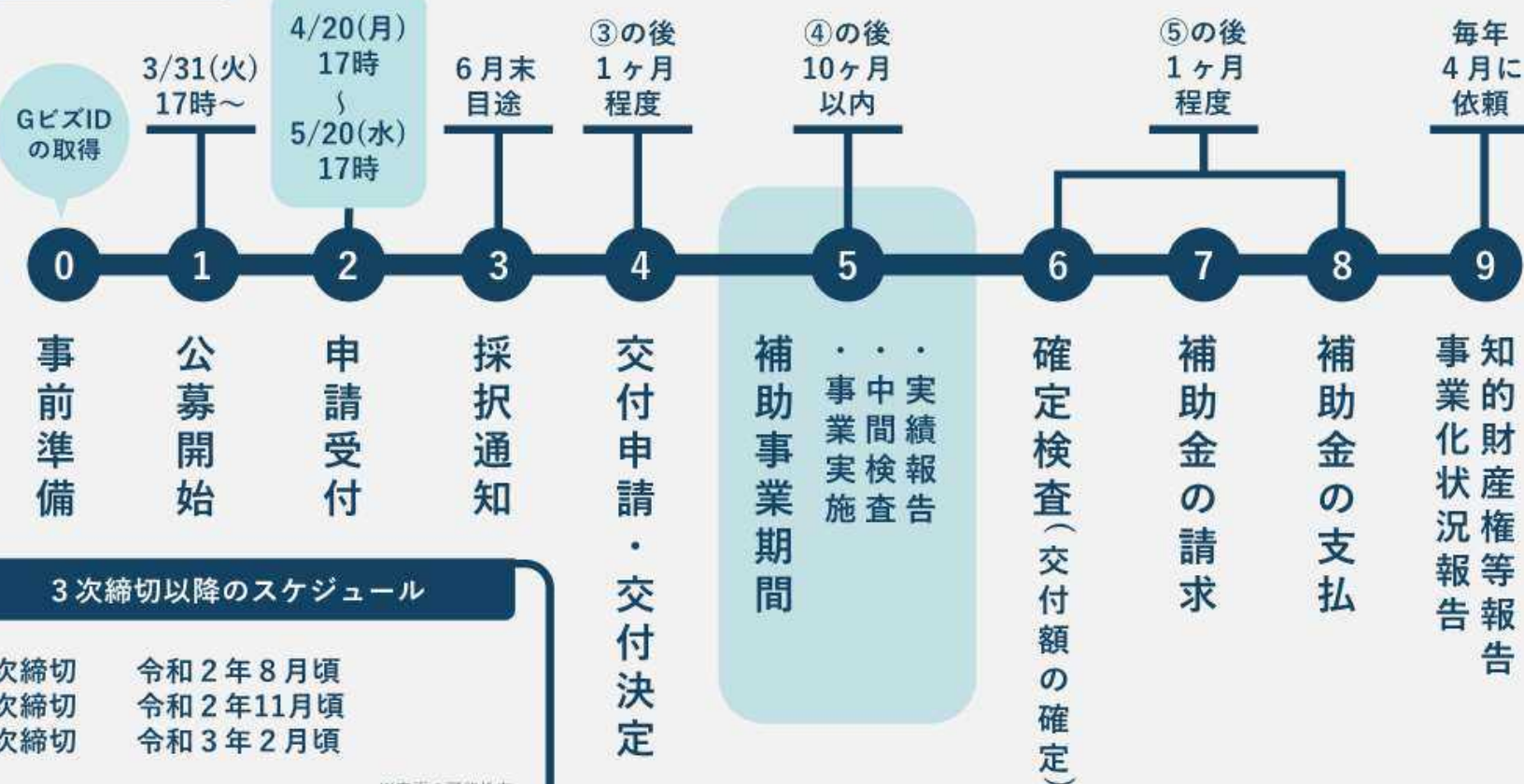
④賃上げ加点等

④-1「事業計画期間において、給与支給総額を年率平均2%以上増加させ、かつ、事業場内最低賃金を地域別最低賃金+60円以上の水準にする計画を有し、従業員に表明している事業者」又は「事業計画期間において、給与支給総額を年率平均3%以上増加させ、かつ、事業場内最低賃金を地域別最低賃金+90円以上の水準にする計画を有し、従業員に表明している事業者」
④-2「被用者保険の適用拡大の対象となる中小企業・小規模事業者等が制度改革に先立ち任意適用に取り組む場合」

3.9 ものづくり補助金

受給までの手続きとスケジュールは？

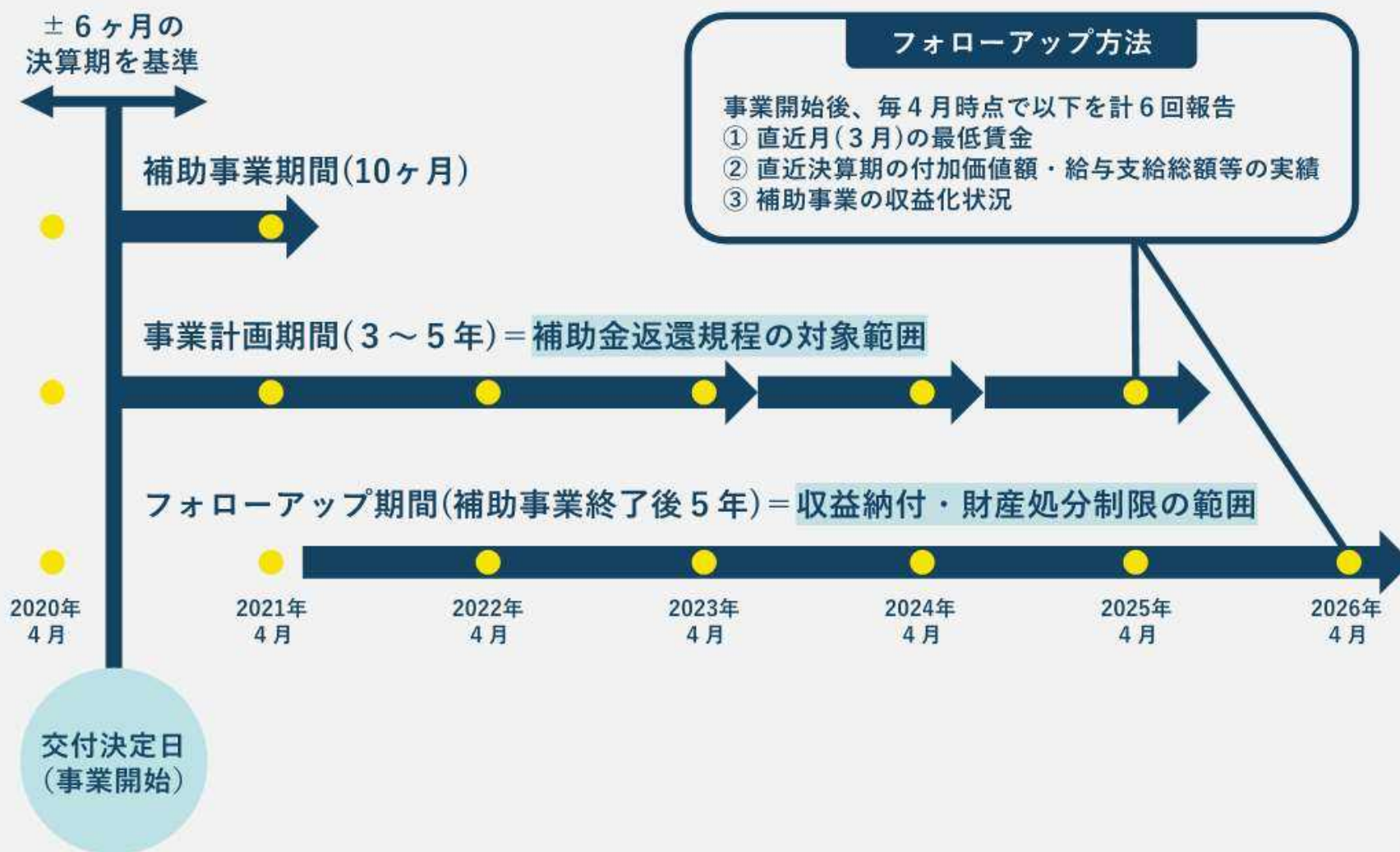
2次締切の場合



※上記全ての手続きは100%電子化

3.10 ものづくり補助金

参考 補助事業実施後のフォローアップスケジュール



3.11 ものづくり補助金

よくあるご質問・FAQ

Q1

全体の予算額は？
各締切毎の採択数は？

A. 本事業は、令和元年度補正予算3,600億円及び令和二年度補正予算700億円の一部として実施するものです。「生産性革命推進事業」の他の事業と厳密な内訳はなく、制度変更の状況や中小企業の取組み状況に応じて柔軟に予算を配分していく予定です。

Q2

採択倍率は？
締切毎に有利・不利はある？

A. 採択倍率は申請の状況によって変化しますが、これまでに実施した同補助金では、2～3倍で推移してきました。各締切分で倍率変動することはありませんが、仮に不採択であっても、次の締切にご申請いただくことは可能です。特別枠は優先的に採択されます。

Q3

5次締切以降の
公募スケジュールは？

A. 現時点では未定です。円滑に事業を実施した結果として、予算に残余が生じた場合、令和3年度以降に繰り越す可能性もございます。

Q4

審査項目の配点は？

A. 詳細な配点は非公開とさせていただきますが、審査員が、事業計画を技術面及び事業化面を中心に評価し、採択案件を決定します。

Q5

「グローバル展開型」「ビジネスモデル構築型」の公募は？

A. 「グローバル展開型」「ビジネスモデル構築型」については、公募開始に向けた準備を進めているところです。可能な限り早期の公募開始に努めますので、今しばらくお待ち下さい。

Q6

人件費や土地・建屋の
費用は対象？

A. 本補助金の対象経費に、人件費や土地・建屋の費用は含まれません。事業実施場所を予め確保いただき、その場で実施する事業のための設備投資等が補助対象となります。

3.12 ものづくり補助金

関連サイト・お問い合わせ先

関連サイト

ものづくり補助金HP



<http://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>

生産性革命推進事業HP



<https://seisansel.smri.go.jp>

中小企業対策関連予算



<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/index.html>

JGrants



<https://jgrants.go.jp/>

gBizID



<https://gbiz-id.go.jp/top/>

お問い合わせ先

応募に関する不明点は、ものづくり補助金事務局サポートセンターまでお問い合わせください。

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、コールセンターの体制を大幅に縮小していますので、問い合わせは、原則、電子メールにてお願いします。

ものづくり補助金事務局サポートセンター

monohojo@pasona.co.jp

電話受付時間 10:00～17:00(土日祝を除く)：050-8880-4053 ※体制縮小により、大変繋がりにくくなっています。

上記サポートセンターの職員が不適切な対応を行った場合や、申請支援者とのトラブルについて通報いただく場合は、以下の窓口までご連絡ください。(一般的な応募に関するお問い合わせは、上記サポートセンターをご活用ください。)

トラブル通報窓口

houkoku-mh@mail.chuokai.or.jp

電話受付時間 10:00～12:00／13:00～17:00(土日祝を除く)：03-3523-4906 ※体制縮小により、大変繋がりにくくなっています。

4. 新型コロナウイルス感染症ハンドブック

4.1 検討会とハンドブックについて

中小企業強靱化研究会（第7回）の開催趣旨について（中小企業庁のホームページより）

令和2年7月2日

中小企業庁

1. 自然災害に対する中小企業の備えを強化するため、昨年、「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（以下「法」という。）」を施行した。災害に対する事業者の関心の高まりもあり、**強靱化法施行後8,000件を超える事業継続力強化計画の認定を行った。**
2. こうした中、本年1月、新型コロナウイルス感染症が発生し、インバウンドの激減、海外生産拠点の操業停止、緊急事態宣言の発令に伴う事業活動の制限等により、国内経済はかつてない大きな影響を受けることとなった。中小企業にとって感染症リスクへの対応は、自然災害対応と同等程度に重要であることから、中小企業等経営強化法の「基本方針」を改正し、感染症リスクに備えるための事業継続力強化計画を中小企業等経営強化法の支援対象に追加することとしたい。
3. 併せて、独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う指導助言等を基本方針に規定するステークホルダーによる協力事項として追加することとしたい。
4. また、事業者が感染症に関連した計画を作る際に参考となるよう、感染症に対する有効な取組をまとめた「**感染症ハンドブック（冊子）**」を策定するとともに、「**事業継続力強化計画作成指針**」等に感染症に関する必要な記述を追加することとしたい。

4.2 ハンドブックと発行時期について

ハンドブックの名称

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大時に中小企業が取り組むべき対応」
(新型コロナウイルス感染症ハンドブック)

中小企業強靱化研究会の確認を経て、7月下旬に発行予定

今回はポイントの一部をご紹介します。

◆事業継続力強化計画は自然災害と感染症の2つのシナリオで記載いただくことをお勧めします。

これは、昨今の大規模水害や地震に対する対策と新型コロナウイルス感染症への対策が異なるためです。

4.3 ハンドブックに記載される項目（高橋委員案の一例）

飲食業

発行前なので小職案の一部を例示として記載しました

	平時	海外発生時	国内発生・拡大時	収束時
リスク想定	・正確な情報収集 (感染症発生の前兆、 基礎知識の習得)	・海外の発生状況を 日々確認し、食材・必要 物資の入荷の影響を想 定	・迅速かつ正確な情報 収集を行い、自粛要請 や要請期間による影響 を想定	・流行経験を踏まえ、次 期流行対策のためのリ スクや必要物資を想定
事前・事後対策	<モノ・サービス> ・食材の安定供給 ・防護具(消毒液・ マスク等)の準備 ・非接触決済機導入 <カネ> ・銀行等と有事の際の 資金供給枠設定 ・保険加入 ・内部留保	<ヒト> ・感染予防対策 <モノ・サービス> ・食材等の確保 (食材等物資提供 先との連携確認) <カネ> ・内部留保	<ヒト> ・出勤停止・交代制 ・感染防止対策 ・余剰人員の活用(事 業継続業種への派遣 等) <モノ・サービス> ・テイクアウト、デリバ リー、モバイルオー ダー方式導入 ・許可取得(期限付 酒類小売業等) ・3密防止のリニューア ル工事の計画と実施 (不燃性の透明カーテン 等による半個室化) ・取引先への説明 <カネ> ・支援策受入 ・内部留保の取崩	<ヒト> ・段階的出勤開始 ・感染予防対策 ・事業縮小または大幅 変更による雇用調整 <モノ・サービス> ・ニューノーマルな飲食 業のスタート <カネ> ・サブスク導入検討(年 間利用パスポート等) ・継続支援策受入 ・内部留保

今回はwithコロナ、
afterコロナに分け
て、対策の事例を
記載しました。事例
は一部です。

4.4 飲食業の事業継続力強化計画の感染症の記載例

<現在の取組>

- ・現在具体的な対策は行っていない。

<今後の計画>

- ・出勤できない従業員が発生した時のために、調理のレシピをマニュアル化する。仕入れ先毎の取引メモ（納品日、食材、数量）を作成し、従業員同士で共有する。
- ・営業開始前に従業員の検温を行い記録する。

<現在の取組>

- ・現在、具体的な対策は行っていない。

<今後の計画>

- ・影響自粛が要請された場合を想定し、使えそうな公的助成金や補助金等の下調べを行う。低利子の政策融資についても対象要件等を調べる。

<現在の取組>

- ・現在、具体的な対策は行っていない。

<今後の計画>

- ・卓上の調味料を当面、撤去する。
- ・長テーブルは、飛沫防止のため一定間隔毎に仕切りを設置する。

(2) 事業継続力強化に資する対策

A	自然災害等が発生した場合における 人員体制の整備	
B	事業継続力強化に資する 設備、機器及び装置の導入	
C	事業活動を継続するための 資金の調達手段の確保	
D	事業活動を継続するための 重要情報の保護	

<現在の取組>

- ・現在、具体的な対策は行っていない。

<今後の計画>

- ・市の営業自粛要請を行う担当部署の連絡先を調べておく。

お問合せ先

ご質問・ご相談は、以下までご連絡いただければ幸いです。

お問合せ先

SOMPOリスクマネジメント株式会社
高橋

住所 : 〒160-0023
東京都新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル27階
電話 : 03-3349-5102(高橋)
E-mail : ktakahashi40@sompo-rc.co.jp
HP : <http://www.sompo-rc.co.jp>

ご清聴ありがとうございました。



Innovation for Wellbeing

SOMPOリスクマネジメント